

地区 施設 の 配置 及 び 規 模	道路	名称	幅員	延長	備考	名称	幅員	延長	備考	
		1	9.5m	約 400m	新設	7	6.0m	約 460m	新設, 既設 (改修)	
		2	9.5m	約 95m	新設	8	6.0m	約 545m	拡幅, 新設	
		3	6.0m	約 275m	拡幅	9	6.0m	約 105m	新設, 既設 (改修)	
		4	6.0m	約 260m	新設	10	6.0m	約 130m	拡幅	
		5	6.0m	約 280m	拡幅	11	8.0m	約 290m	拡幅	
	緑地	面積		備考						
		約 350 m ²		1箇所						
	地区 区分	名称	住宅地区			工業地区	沿道利用地区		生活利便施設地区	
			A-1	A-2	A-3	B	C		D	
面積		約 16.3ha	約 8.1ha	約 9.8ha	約 31.1ha	約 13.9ha		約 15.1ha		
整備 計画	建築物 等 に 関 す る 事 項	建築物 の 用 途 制 限	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 建築基準法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの 2. ホテル又は旅館 3. 自動車教習所 4. 畜舎	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 建築基準法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの 2. カラオケボックスその他これに類するもの 3. マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの 4. 自動車教習所 5. 倉庫業を営む倉庫 6. 畜舎 7. 建築基準法別表第2(と)項第3号並びに(ぬ)項第3号, (る)項第1号に掲げる工場等 8. 建築基準法別表第2(と)項第4号並びに(ぬ)項第4号, (る)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 畜舎	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 劇場, 映画館, 演劇場, ボーリング場, スケート場, 水泳場若しくは観覧場又は店舗, 飲食店, 遊技場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 2. カラオケボックスその他これに類する建築物でその用途に要する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 3. キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの 4. 畜舎 5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に掲げる風俗営業の用に供する建築物	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 住宅 2. 共同住宅, 寄宿舍又は下宿 3. キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの 4. 畜舎 5. 建築基準法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場等 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に掲げる風俗営業の用に供する建築物			
			適用の除外	公共公益上必要なもの及び町長が必要と認めるもの。						

「区域は計画図表示のとおり」

理由

建築基準法及び風営法の一部改正に伴い、住宅（A-3）地区、沿道利用（C）地区及び生活利便施設（D）地区の建築物等の用途の制限において、条項との整合を図るため所要の変更を行うものである。